

社会福祉法人耕心会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人耕心会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等に対する役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合も費用を弁償しないものとする。施設長等の施設職員が役員の場合ももちろん支給しない。

2 交通費の実費は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 評議員

評議員会への出席	0円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	0円

(2) 理事・監事

理事会等会議への出席	0円
監事監査等への出席	0円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	0円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成29年6月23日から施行する。